

# ご案内

司法記者クラブ（貴社名）

御中

2013年5月3日  
ふくしま集団疎開裁判弁護団

## 5. 8キツネにつままれた仙台高裁の判決（決定）を読み解き

### 未来を提示する緊急の判決報告会（第1回目）

4月24日に出された仙台高裁の判決（決定）はAP通信の記事が世界中に配信され、世界中の市民が知っています、知らないのは福島県内以外のマスコミが報道しない日本人。5月3日ようやく、東京新聞特報部がこの判決（決定）を取り上げ、初めて少なからぬ日本人が知るに至りました。

しかし、この判決の内容がどのようなものか、どんな欺瞞やどんな可能性を秘めているものか、どうしてこのような判決が下されるに至ったのか、まだまだ多くの人にはキツネにつままれたままです。

報道関係の方々からのご要望もあって、このキツネにつままれた判決を解説する判決説明会を緊急に以下のとおり開催します。ぜひご参加下さい。

- 日時：5月8日（水）18時～20時
- 場所：参議院議員会館 会議室（未定）
- 解説者：ふくしま集団疎開裁判の弁護団（光前幸一・柳原敏夫） その他
- 問い合わせ： 光前法律事務所 （03-5412-0828）  
メール：sokai※song-deborah.com  
ツイッター：※Fsokai ←※を@に変更下さい

※疎開裁判は科学裁判です。

科学裁判では事実が99.9%勝負です。その事実の認定で、この判決は「郡山の子ども命、健康は危ない」「その危険を回避するには避難するしかない」ということの根拠を認定したにも関わらず、「郡山市に子どもを避難させる義務はない」「子どもは自主避難すればよい」というアクロバットのような結論を出したのは、科学裁判としては、脱線した暴走判決と評価するしかありません。では、なぜ、このような暴走が起きたのか、どうしたらこのような暴走を阻止できるのか、これを読み解きます。

※疎開裁判は憲法裁判です。

今回の私たちの請求「郡山市は子どもたちを安全な環境で教育する義務を果せ」は、憲法26条にこの行政の義務が定めてあるからです。昨今、憲法改正問題が騒がれていますが、疎開裁判こそ、日本のみならず世界最大の憲法問題、憲法裁判です。なぜなら、憲法問題の本質は人権侵害問題だからです。先日、チョムスキーが判決へのコメントでも指摘したとおり、いま、ふくしまの子どもたちに襲いかかっている前代未聞の人権侵害以上に深刻な人権侵害は、どこにも存在しないからです。

憲法を守ることはふくしまの子どもの命を守ることです。「憲法を守れ！」と声を上げたいと思っている人は、「ふくしまの子どもたちを守れ」「ふくしま集団疎開裁判の要求を実現せよ」という課題から目を背けることはできません。

※ノーム・チョムスキーから判決（決定）に寄せられたメッセージです。

裁判官たちが健康リスクを認めるにもかかわらず、福島現地から子どもたちを避難させるための施策を阻んだと知って、深刻な困惑を覚えます。社会が道徳的に健全であるかどうかをはかる基準として、社会の最も弱い立場の人たち、この場合、社会の最も大切な宝である子どもたちを、どのように取り扱うかという基準に勝るものはありません。わたしは、この冷酷な決定が破棄されることを望みますし、そうなると信じています。

### ふくしま集団疎開裁判の弁護団

#### ■問い合わせ

光前法律事務所（03-5412-0828）

#### ■4.24仙台高裁判決（決定）全文

<http://1am.sakura.ne.jp/Nuclear/130424Highcourt-decision-open.pdf>

#### ■弁護団の声明

<http://fukusima-sokai.blogspot.jp/2013/04/2013424.html>